

● 経営者保証改革のポイント整理 ..... 4

## 第 1 章 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み

**Q1** 新しい経営者保証の基本的な考え方とは? ..... 8

**Q2** 経営者保証の現状と脱経営者保証を進める理由とは? ..... 11

**Q3** 「経営者保証改革プログラム」とは? ..... 16

**Q4** 2022年12月の監督指針改正によって経営者保証の何が変わる? 22

**Q5** 経営者保証そのものを制限する趣旨ではない? ..... 25

**Q6** 経営者保証ホットラインって何? ..... 27

**Q7** 作成した説明記録を当局に提出する可能性がある? ..... 29

**Q8** そもそも「経営者保証に関するガイドライン」とは? ..... 31

**Q9** 経営者保証を取らない3要件とは? ..... 34

**Q10** 3要件を満たしたら経営者保証を外さなければならない? ..... 38

**Q11** 経営者保証ガイドラインの活用に係る参考事例集って何? ..... 41

**Q12** 経営者保証ガイドラインの活用に係る組織的な取組み事例集って何? 44

**Q13** 経済産業省公表の経営者保証解除の事例集って何? ..... 47

## 第 2 章 経営者保証の実務

### 〈新規融資〉

**Q14** 経営者にどう説明したらよい? ..... 52

**Q15** 「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」はどう説明すべき? 56

**Q16** 「財務基盤の強化」の具体的説明はどうしたらよい? ..... 60

**Q17** 「経営の透明性確保」の具体的説明はどうしたらよい? ..... 65

<b>Q18</b>	適切な経営者保証金額の設定についてどう考えればよい？	69
<b>Q19</b>	説明の記録はどのように残したらよい？	72
<b>Q20</b>	創業融資でも経営者保証はなしでよい？	74
<b>Q21</b>	経営者保証を外した事例にはどのようなものがある？	77
〈既存融資〉		
<b>Q22</b>	既存融資の経営者保証はどうなる？	83
<b>Q23</b>	「他行庫では経営者保証を外してもらった」と言われたけれど？	85
<b>Q24</b>	根保証先の説明はどうすればよい？	87
〈事業承継〉		
<b>Q25</b>	事業承継時の経営者保証の課題と対策はある？	89
<b>Q26</b>	事業承継時に焦点を当てたガイドラインの特則とは？	91
<b>Q27</b>	経営者保証を不要とする事業承継特別保証とは？	97
〈事業再生・管理・回収〉		
<b>Q28</b>	事業再生時、経営者保証はどうなる？	99
<b>Q29</b>	保証債務整理の申し出があったらどう対応する？	102
<b>Q30</b>	中小企業の事業再生等に関するガイドラインとは？	105
<b>Q31</b>	廃業時におけるガイドラインの基本的考え方とは？	107

## 第 3 章 経営者保証に代わる新しい融資手法

<b>Q32</b>	停止条件または解除条件付き保証契約とは？	110
<b>Q33</b>	ABL(動産担保)は経営者保証の代替となる？	117
<b>Q34</b>	金利の一定の上乗せはOK？	122
<b>Q35</b>	経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設とは？	126
<b>Q36</b>	事業成長担保権と経営者保証の関係は？	130
<b>Q37</b>	コロナ新借換保証とは？	132

# 経営者保証改革のポイント整理



そもそも「経営者保証に関するガイドライン」とは？

Q8

一定の要件が充足すると見込まれる場合には、経営者保証のない融資の可能性や経営者保証を代替する融資手法の活用を検討するというもの。

金融機関は、やむを得ず経営者保証を求める場合には、保証契約の可能性等について丁寧かつ具体的に説明することとし、また、保証金額を形式的に融資額と同額とするのではなく、保証人の資産・収入状況や主債務者の信用状況等総合的に勘案して設定することを検討する。

## ▶ 経営者保証に関するこれまでの流れ

従来から……

### 経営者保証は 融資慣行

経営者に対する規律づけ、信用力の補完などから必要と判断され、求められてきた。金融機関の説明不足や経営者にとつての過大な負担となると批判も。

2013年12月

### 「経営者保証に関する ガイドライン」公表

経営者保証への過度な依存を解消するべく、中小企業への融資に関する保証契約の合理的な在り方を示した自主ルール。  
中小企業、経営者、金融機関の共通認識となる。

2022年12月

### 「経営者保証改革 プログラム」公表

経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるためのプログラム。  
2023年4月からの新規融資に際して、経営者保証を求める場合、その理由の説明と記録が必要に（金融庁の監督指針も改正）。



新しい経営者保証はこう考える

Q1

Q8

- ✓ 「何が十分ではないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」の詳細な説明と対話を通じて、経営者とコミュニケーションをとり、お互いの信頼関係を高めること。
- ✓ 「一緒に、経営者保証なしで融資が受けられる会社を目指しませんか？」というスタンスで、金融機関が取引先のガバナンスや財務改善に真摯に取り

# Q1

## 新しい経営者保証の基本的な考え方とは？

### | Answer |

金融庁は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるために、2022年12月に「総合的な監督指針」等の一部改正（以下、「改正監督指針」という）を行いました（Q4参照）。この改正により金融機関は、2023年4月からの新規融資に際して経営者に個人保証を求める場合は、その理由の説明と記録等が必要となりました。

今、「長年の慣行だから経営者保証を取らなければ融資できない」という発想から、「経営者保証なしで融資できるよう、取引先と一緒に取り組もう」という発想への転換が求められています。

### 1 経営者保証を制限しているのではない

新聞や雑誌等では、“経営者保証がなくなる”といった論調で書かれているものもありますが、そうではありません。経営者保証に関する監督指針改正のパブリックコメントで、金融庁は、「今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません」という考え方を示しています（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（以下、「コメントに対する金融庁の考え方」という）No.4）。

また、「経営者保証改革プログラム」（Q3参照）に関する事業者向けのパンフレットには、「今回の監督指針の改正は経営者保証を制限する趣旨ではありません。そのため個人保証の要否については、引き続き各金融機関の判断によります」との記述があります。

# Q15

〈新規融資〉

## 「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」はどう説明すべき？

### | Answer |

法人が、経営者保証を提供することなしに資金調達を希望する場合、主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努めることが求められています。説明する際には、法人と経営者との関係の明確な区分・分離状況に応じて、個別具体的に説明していきます。

### 事例

「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の具体例はQ9記載のとおりです。ここでは、経営者に対する具体的な説明の仕方について、事例でみてみましょう。

#### 事例1

#### 法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を、経営者が有していないケース

※なお、事業資産の所有者が決算書で説明できない場合は、所有資産明細書等を添付する。所有者が経営者である場合は、適切な賃料が支払われているかが確認できる賃貸借契約書等を添付する。



(行職員)

御社は現在、社長の個人資産である土地の上に、社長名義の工場が建設されています。

この状況ですと、法人と経営者との関係の明確な区分・分離の要件に当てはまりませんので、経営者保証なしの融資を検討できません。

加えて、決算書からは、会社から社長に賃料を払っていることが確認できない状況です。

## 〈著者プロフィール〉

黒木 正人 (くろき・まさと)

行政書士・宅地建物取引士

1959年2月16日生まれ 明治大学法学部法律学科卒業

1982年4月～ (株)十六銀行入行、事業支援部部长、十六信用保証(株)常務取締役

2012年4月～ 飛騨信用組合入組、融資部長、常務理事、専務理事、理事長

2021年6月～ 黒木正人行政書士事務所所長、TACT高井法博会計事務所会長補佐、すみれリビング(株)・すみれ地域信託(株)取締役、ミネルヴァ・サービサーシニアアドバイザー、中小企業庁岐阜県よろず支援拠点コーディネーター他

### ●主な著作

「企業の持続性を見極める決算書の読み方と業種別のポイント」(ビジネス教育出版社)

「融資渉外キツキ旅」(近代セールス社)

「新しい融資債権管理・回収の進め方」(近代セールス社)

「経営者保証ガイドラインの実務対応に強くなる」(ビジネス教育出版社)

「〔新訂第2版〕担保不動産の任意売却マニュアル」(商事法務)ほか多数

---

## 新しい経営者保証Q&A

---

2023年11月10日 第1刷発行

著者 黒木正人

発行者 志茂満仁

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

---

表紙デザイン・DTP／成田琴美(ERG)

制作／松倉由香 印刷／(株)加藤文明社 製本／(株)ブックアート

---

© Masato Kuroki 2023 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3499-4

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#)メニュー下部の [追補・正誤表](#))

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。